ハ　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別ごとの年間平均元請完成工事高

ニ　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

②　特別事項

イ　定期の資格審査を行う直前の10月１日（以下「特別事項の審査基準日」という。）の前日までの４年間に完成した工事成績等

ロ　定期の資格審査を行う直前の12月１日の港湾工事用保有船舶能力（港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に限る。）

（測量・調査）

次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目に点数を付与する。

①　客観的事項

イ　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の測量調査の年間平均実績高

ロ　測量等審査基準日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額

ハ　測量等審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

ニ　直前決算における流動比率

ホ　直前決算における自己資本固定比率

ヘ　直前１年における総資本純利益率

ト　測量等審査基準日までの営業年数

②　特別事項

特別事項の審査基準日の前日までの２年間に完成した測量調査の業務成績等

（建設コンサルタント等）

次に掲げる客観的事項の項目について点数を付与する。

イ　測量等審査基準日の直前２年の各事業年度の建設コンサルタント等の年間平均実績高

ロ　直前決算における自己資本額

ハ　測量等審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

ニ　直前決算における流動比率

ホ　測量等審査基準日までの営業年数

6　資格審査結果の通知

「資格決定通知書（港湾空港関係）」により通知する。

7　資格の有効期間

競争参加資格の有効期間は、資格決定の日から令和５年３月31日までとする。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所

別記に掲げる地方整備局の閲覧窓口とする。

9　その他

⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。

⑵　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、別に公示する。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下、「更生手続等開始決定者」という。）は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑷　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　本店所在地及び提出場所

［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

東北地方整備局総務部経理調達課（〒980―8602 仙台市青葉区本町３―３―１仙台合同庁舎Ｂ棟（電話022―716―0013、メールアドレスpa.thr-tohokushikaku@mlit.go.jp））

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県

関東地方整備局総務部経理調達課（〒231―8436 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎（電話045―211―7413、メールアドレスpa.ktr-keichou@mlit.go.jp））

⑶　新潟県、富山県、石川県、長野県及び福井県

北陸地方整備局総務部経理調達課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１―１―１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6650、メールアドレスpa.hrr-hokurikushins@gxb.mlit.go.jp））

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県

中部地方整備局総務部経理調達課（〒460―8517 愛知県名古屋市丸の内２―１―36ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル（電話052―209―6316、メールアドレスpa.cbr-keiyakukanri@mlit.go.jp））

⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎（電話078―391―7576、メールアドレスpa.kkr-keiyakukanri@gxb.mlit.go.jp））

⑹　鳥取県、島根県、岡山県及び広島県並びに山口県（下関市を除く。）

中国地方整備局総務部経理調達課（〒730―0004 広島県広島市中区東白島町14―15ＮＴＴクレド白島ビル（電話082―511―3903、メールアドレスpa.cgr-choutatsu@mlit.go.jp））

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

四国地方整備局総務部経理調達課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎北館（電話087―811―8304、メールアドレスpa.skr-skkc-i88s3@mlit.go.jp））

⑻　山口県（下関市に限る。）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

九州地方整備局総務部経理調達課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―418―3345、メールアドレスkyusyusikaku-s89kk@mlit.go.jp））